

○議事日程（平成30年9月27日第3日）

- 日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 議会運営委員会の報告
日程第3 諸般の報告
日程第4 認定第2号 平成29年度養老町一般会計歳入歳出決算認定について
日程第5 認定第3号 平成29年度養老町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
日程第6 認定第4号 平成29年度養老町簡易水道特別会計歳入歳出決算認定について
日程第7 認定第5号 平成29年度養老町立食肉事業センター特別会計歳入歳出決算認定について
日程第8 認定第6号 平成29年度養老町住宅新築資金等貸付特別会計歳入歳出決算認定について
日程第9 認定第7号 平成29年度養老町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
日程第10 認定第8号 平成29年度養老町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
日程第11 認定第9号 平成29年度養老町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
日程第12 認定第10号 平成29年度養老町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定について
日程第13 認定第11号 平成29年度養老町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
日程第14 議案第52号 養老町税条例等の一部を改正する条例について
日程第15 議案第53号 町道路線の認定について
日程第16 議案第54号 平成30年度養老町一般会計補正予算（第2号）
日程第17 議案第55号 平成30年度養老町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
日程第18 議案第56号 平成30年度養老町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）
日程第19 議案第57号 平成30年度養老町一般会計補正予算（第3号）
日程第20 発議第2号 幼稚園・小中学校における空調設備の設置促進に向けた財政支援の拡充を求める意見書について

○本日の議長並びに出席議員及び欠席議員は次のとおりである。

議長 大橋三男

○出席議員

1番 北倉義博

2番 岩永義仁

3番 長 澤 龍 夫
 5番 三 田 正 敏
 7番 早 崎 百合子
 9番 田 中 敏 弘
 11番 林 輝 見
 13番 水 谷 久美子

4番 大 橋 三 男
 6番 吉 田 太 郎
 8番 野 村 永 一
 10番 松 永 民 夫
 12番 青 山 貞 一

○欠 席 議 員

なし

○地方自治法第121条の規定により議場に出席した者は次のとおりである。

町 長	大 橋 孝	副 町 長	柏 淵 裕 昭
教 育 長	並 河 清 次	総 務 部 長	田 中 信 行
総務部総務課長	中 島 恵 美	総 務 部 長 企 画 政 策 課 長	川 地 憲 元
総務部税務課長	西 川 敏 明	住 民 福 祉 部 長 兼 健 康 福 祉 課 長	久 保 寺 利 明
住 民 福 祉 部 住 民 人 権 課 長	伊 藤 幸 広	住 民 福 祉 部 長 子 ど も 課 長	川 口 智 也
住 民 福 祉 部 生 活 環 境 課 長	渡 辺 章 博	産 業 建 設 部 長 兼 水 道 課 長	田 中 一 也
産 業 建 設 部 課 長	前 田 勝 治	産 業 建 設 部 長 農 林 振 興 課 長	松 岡 弘 泰
産 業 建 設 部 企 業 誘 致 ・ 商 工 観 光 課 長	大 倉 修	産 業 建 設 部 長 建 設 課 長	高 橋 正 人
会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	田 中 隆	教 育 委 員 会 事 務 局 長 兼 教 育 総 務 課 長 兼 ス ポ ー ツ 振 興 課 長	佐 藤 嘉 但
教 育 委 員 会 生 涯 学 習 課 長	古 川 一 夫	消 防 長	野 村 博 治
消 防 次 長 兼 予 防 課 長	吉 田 英 之	消 防 次 長 兼 警 防 課 長	三 和 隆 夫
消 防 総 務 課 長	廣 澤 幸 雄		

○職務のため議場に出席した者は次のとおりである。

議 会 事 務 局 長 藤 田 勝 彦 議 会 事 務 局 書 記 稲 川 諭 実 彦

(開議時間 午前9時26分)

○議長(大橋三男君) 皆さん、おはようございます。

平成30年第3回養老町議会定例会を再開するに当たり、議員並びに執行部各位には御多用のところ御出席を賜り、ありがとうございます。

開議に先立ち、町民憲章の朗唱を行います。全員の御起立をお願いします。

—— 「町民憲章」朗唱 ——

○議長(大橋三男君) ありがとうございます。御着席ください。

本日の会議は、全員出席でございます。

ただいまから平成30年第3回養老町議会定例会を再開し、本日の会議を開きます。

○議長(大橋三男君) それでは、日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。

会議規則第127条の規定によって、6番 吉田太郎君、7番 早崎百合子君を指名いたします。

○議長(大橋三男君) 次に、日程第2、議会運営委員会の報告といたします。

ここで、9月12日及び26日に議会運営委員会が開会され、本定例会最終日の日程について審査をされました。

議会運営委員会委員長の報告を求めます。

議会運営委員会委員長 早崎百合子君。

○議会運営委員長(早崎百合子君) 議会運営委員会報告をいたします。

9月12日並びに26日水曜日に開会いたしました委員会におきまして、第3回養老町議会定例会最終日の日程等について協議いたしましたので、次のとおり報告いたします。

日程については、会議録署名議員の指名、議会運営委員会の報告、諸般の報告を順次行い、その後、議会初日に上程された議案の審議が終了後に、日程第19、平成30年度養老町一般会計補正予算(第3号)及び日程第20、幼稚園・小中学校の空調設備設置促進に関する意見書の2件を上程することに決定いたしました。

また、審議方法につきましては、平成30年度養老町一般会計補正予算(第3号)につきましては、提案理由の説明を受け、質疑及び討論を行い採決し、幼稚園・小中学校の空調設備設置促進に関する意見書につきましては、議員全員発議であるため、採決のみを行うことに決定いたしました。

以上、議会運営委員会の報告といたします。

○議長(大橋三男君) 議会運営委員会委員長の報告が終わりました。

お諮りします。

ただいまの議会運営委員会委員長の報告のとおり、本定例会を行いたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大橋三男君） 異議なしと認めます。

よって、本日程のとおりと決定いたしました。

○議長（大橋三男君） 次に、日程第3、諸般の報告を行います。

本日の日程は、お手元に配付してあるとおりであります。

また、休会中に常任委員会及び決算特別委員会が開催され、付託案件の審査報告書が議長に提出されました。詳細につきましては、後ほど委員長より報告を求めます。

これで諸般の報告を終わります。

○議長（大橋三男君） それでは、日程第4、認定第2号 平成29年度養老町一般会計歳入歳出決算認定についてから、日程第13、認定第11号 平成29年度養老町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてまでの10議案を一括議題として上程をいたします。

この10議案は、決算特別委員会に審査を付託してありましたので、ここで委員長より審査の経過及び結果についての報告を求めます。

決算特別委員会委員長 田中敏弘君。

○決算特別委員長（田中敏弘君） 決算特別委員会の報告をいたします。

去る9月14日、18日の両日において、決算特別委員会を開会し、今定例会で付託を受けました平成29年度一般会計及び9件の特別会計の歳入歳出決算認定について審査した結果を報告します。

本委員会は、地方自治法第98条第1項の規定による議会の検査権に基づき、各種の証拠書類など資料の提出を求め、議会において決定された予算が適正に、そして効率的に執行されたか等を審査し、その結果を今後の予算編成や行政執行に生かされるよう努めていただくために行いました。

審査の経過並びに主な審査の観点は次のとおりであります。

歳入においては、収納率向上を目指してこれまで努力されていますが、町税の当初予算と収入済額との比較、町税及び使用料等の不納欠損額とその理由、及び収入未済額とその対処策についての確認審査を主に行いました。

また、歳出については、当初予算額に対する補正予算額と支出済額との比較、多額の不用額の妥当性等の確認審査を主な観点といたしました。

最初に、認定第2号 平成29年度養老町一般会計歳入歳出決算認定についての主な論点は次のとおりです。

1. 有償借地の契約見直しや地権者との交渉はの問いに対しては、自治会館の借地については廃止となった養老自治会館を除いて前年並みで交渉している。また、グリーンハイツ養老については、今回、契約解除のための撤去費用を補正予算に計上しており、

今後も一般的な地代になるよう交渉していきたいという回答でありました。

なお、年1回は必ず地権者と交渉するよう要望がありました。

2. 次に、高度処理型合併浄化槽の設置負担額の不用額の要因はの問いに対しては、当初予算では150基を予定したが、実績は75基であったためという回答でありました。

3. 次に、コミュニティプラントの管理点検等委託料の不用額360万円の要因はの問いに対しては、29年度においては下水処理に伴い発生する汚泥の収集運搬業務について水処理が良好であり、発生する汚泥量が少なく済んだことによりメンテナンスが少なく済んだためという回答でありました。

4. 次に、児童福祉関係の臨時職員の賃金に不用額が発生しているが、子供に不利益は生じていないかとの問いに対しては、正職員を含め臨時職員もあわせて規定の職員数を満たしているため、子供のためになっていると考えているという回答でありました。

5. 次に、ブランドPRの映像作成費用の内容はの問いに対しては、作成した映像については、現在、町のホームページにアップしており、FC岐阜のホームタウンデーにおける養老町PRブースや観光キャンペーンなどで見いただいているという回答でありました。

6. 次に、ブランド認証事業の事業評価はの問いに対しては、業者からは参考資料として売り上げを報告してもらっているが、おおむね売り上げは伸びているという回答でありました。

7. 次に、不納欠損をする対象者と直接話をしているかとの問いに対しては、督促状を配布した際に窓口へ来られる方に対しては、相談の上、分納誓約をしているが、そうでなければ財産調査をし、財産のない方については、5年が経過した時点で時効が完成するので、不納欠損処理をしているという回答でありました。

なお、法人に関する不納欠損の中に、現在営業を続けているところが相当数見受けられるので、ぜひ足を運んで徴収してもらいたいとの要望がありました。

8. 次に、町営住宅の家賃の滞納状況を改善できた要因はの問いに対しては、滞納者に対して課員で臨戸訪問を月1回以上行い、住宅の修繕をする必要が生じたときにも直接話し合いをして徴収に努めたためという回答でありました。

なお、臨戸訪問が非常に有効な手段であることが証明されているので、他の課の担当者も積極的に臨戸訪問を行ってほしいとの要望がありました。

9. 次に、雑入で収入未済額43万5,665円が発生した理由はの問いに対しては、改良住宅家賃滞納の裁判で、行政執行において清掃費を町が一旦負担した分ではありますが、対象となっている3名は住宅家賃の滞納もあるため、現在、家賃収入を優先的に徴収しているという回答でありました。

次に、特別会計について御報告いたします。

認定第3号 平成29年度養老町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についての主

な論点は次のとおりです。

1. 保険給付費の不用額が発生した要因はの問いに対しては、昨年度の被保険者の実数が減っており、また毎年インフルエンザの発生を加味した予算計上をしていたが、全体的な医療費が昨年度に比べてかなり減っているためという回答でありました。

2. 次に、平成29年度の徴収率とそれに対する前年比は、また差し押さえ実績はの問いに対しては、徴収率については、現年分が93.21%、滞納繰り越し分が16.38%であり、全体で75.30%であった。それに対する前年比は、現年分が0.24ポイント上昇、滞納繰り越し分が1.53ポイント上昇であり、全体で2.08ポイント上昇であった。また、差し押さえ実績については、国保分のみで15件、金額にして178万円ほどであったという回答でありました。

3. 次に、資格証明書と短期被保険者証の対象世帯数と人数はの問いに対しては、9月1日現在で、資格証明書については26世帯37人であり、短期被保険者証については104世帯、182人であったという回答でありました。

4. 次に、ジェネリック医薬品の啓発内容と利用状況はの問いに対しては、啓発については利用者に通知しているが、現状としては余り利用されていないという回答でありました。

5. 次に、運営主体が県へ移管されたことによるメリットはの問いに対しては、町単独のときは病気がはやると医療費の支払いに苦勞していたが、今年度からは医療費と同額の交付金が県より交付されるため、支払いに苦勞することはなくなった。

次に、認定第4号 平成29年度養老町簡易水道特別会計歳入歳出決算認定については、特に質疑はありませんでした。

次に、認定第5号 平成29年度養老町立食肉事業センター特別会計歳入歳出決算認定についての主な論点は次のとおりです。

1. 今後、施設等の老朽化に伴う突発的な費用が発生した場合の予算措置はの問いに対しては、老朽化による機械の修繕や施設の改修等の費用の増加が見込まれるが、処理頭数の減少により、使用料が大きく伸びることは難しいと考えられるため、一般会計から繰り入れをすることになると考えるという回答でありました。

次に、認定第6号 平成29年度養老町住宅新築資金等貸付特別会計歳入歳出決算認定についての主な論点は次のとおりです。

1. 平成34年度が最終の償還年度であるが、未納額6,900万円の処理に対する考え方はの問いに対しては、分納誓約をしている人は平成34年度以降も引き続き償還していくことができ、一般会計に移行することもできるが、私的財産であるため、弁護士とよく相談しながら進めていきたいという回答でありました。

2. 平成34年度までに不納欠損しなければならない金額はの問いに対しては、これまで弁護士と話し合いを重ねてきたところ、およそ2,000万円強になると考えているとい

う回答でありました。

次に、認定第7号 平成29年度養老町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、及び認定第8号 平成29年度養老町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定についての2件は、特に質疑はありませんでした。

次に、認定第9号 平成29年度養老町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定についての主な論点は次のとおりです。

1. 認知症カフェの評価と実績はの問いに対して、事業主体である船戸クリニック、吉田会、こすもすの年間延べ利用者数については、平成28年度が計461人であり、平成29年度が計509人であるため、1年で48人利用者が増加しているという回答でありました。

2. 次に、平成30年度より保険料が改定されたが、その際の保険料の倍率設定について、当町では保険料の第2段階を0.63に設定しているが、多くの自治体が採用している0.75にした場合の試算はの問いに対しては、保険料収入が約330万円ほど増額になるという回答でありました。

なお、保険料改定の際は過大な見積もりにならないようお願いしたい。第2段階の倍率を0.63と低く抑えられているのは、他の自治体にはないと誇れることであるので、これからも堅持してもらいたい。総合事業について、町として委託事業にしないという方向性でもっと詳細に施策を展開してほしいという3点で要望がありました。

3. 次に、介護保険料の徴収に対する考え方はの問いに対しては、納税相談の勧奨をしても応じてもらえない高額滞納者については、税務課の徴収推進室へ移行し、税務課と連携しながら進めていくという回答でありました。

4. 次に、滞納者で介護保険を利用している人数はの問いに対しては、平成29年度は3人おり、納付誓約書等で納めてもらいながら利用しているという回答でありました。

次に、認定第10号 平成29年度養老町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定については、特に質疑はありませんでした。

次に、認定第11号 平成29年度養老町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についての主な論点は次のとおりです。

1. 保険料の特別徴収と普通徴収の件数は、また不納欠損の人数はの問いに対しては、特別徴収については3,641人、普通徴収については1,083人、不納欠損については31人であったという回答でありました。

以上、審査に付された合計10件の一般会計及び各特別会計歳入歳出決算認定についての議案については、このような質疑、討論を経て、採決の結果、認定第2号から認定第11号までの10議案は、挙手全員により、それぞれ原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

なお、今回の書類審査の際に、議員が関係する商取引に関して不適切と思われる事案

と、税に関して不適切な事案が散見されましたので、関係する議員に対して、議長より善処指導するよう申し入れることが決定いたしました。

以上、決算特別委員会の報告といたします。

○議長（大橋三男君） 決算特別委員会委員長の報告が終わりました。

これより決算特別委員会委員長報告に対する質疑を行います。

なお、これらの案件については、総括質疑が終了しておりますので、所属外議員の審査の経過及び結果についての質疑といたします。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大橋三男君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより順次、討論及び採決を行います。

最初に、日程第4、認定第2号 平成29年度養老町一般会計歳入歳出決算認定についての討論を行います。

討論はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（大橋三男君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

この決算に対する委員長の報告は、認定とするものです。本案を委員長報告のとおり認定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（大橋三男君） 挙手全員です。

よって、本案は委員長報告のとおり認定することに決定をいたしました。

次に、日程第5、認定第3号 平成29年度養老町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についての討論を行います。

討論はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（大橋三男君） なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

この決算に対する委員長の報告は、認定とするものです。本案を委員長報告のとおり認定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（大橋三男君） 挙手全員です。

よって、本案は委員長報告のとおり認定することに決定をいたしました。

次に、日程第6、認定第4号 平成29年度養老町簡易水道特別会計歳入歳出決算認定についての討論を行います。

討論はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（大橋三男君） なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

この決算に対する委員長の報告は、認定とするものです。本案を委員長報告のとおり認定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（大橋三男君） 挙手全員です。

よって、本案は委員長報告のとおり認定することに決定をいたしました。

次に、日程第7、認定第5号 平成29年度養老町立食肉事業センター特別会計歳入歳出決算認定についての討論を行います。

討論はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（大橋三男君） なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

この決算に対する委員長の報告は、認定とするものです。本案を委員長報告のとおり認定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（大橋三男君） 挙手全員です。

よって、本案は委員長報告のとおり認定することに決定をいたしました。

次に、日程第8、認定第6号 平成29年度養老町住宅新築資金等貸付特別会計歳入歳出決算認定についての討論を行います。

討論はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（大橋三男君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

この決算に対する委員長の報告は、認定とするものです。本案を委員長報告のとおり認定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（大橋三男君） 挙手全員です。

よって、本案は委員長報告のとおり認定することに決定をいたしました。

次に、日程第9、認定第7号 平成29年度養老町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についての討論を行います。

討論はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（大橋三男君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

この決算に対する委員長の報告は、認定とするものです。本案を委員長報告のとおり認定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（大橋三男君） 挙手全員です。

よって、本案は委員長報告のとおり認定することに決定をいたしました。

次に、日程第10、認定第8号 平成29年度養老町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定についての討論を行います。

討論はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（大橋三男君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

この決算に対する委員長の報告は、認定とするものです。本案を委員長報告のとおり認定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（大橋三男君） 挙手全員です。

よって、本案は委員長報告のとおり認定することに決定をいたしました。

次に、日程第11、認定第9号 平成29年度養老町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定についての討論を行います。

討論はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（大橋三男君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

この決算に対する委員長の報告は、認定とするものです。本案を委員長報告のとおり認定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（大橋三男君） 挙手全員です。

よって、本案は委員長報告のとおり認定することに決定をいたしました。

次に、日程第12、認定第10号 平成29年度養老町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定についての討論を行います。

討論はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（大橋三男君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

この決算に対する委員長の報告は、認定とするものです。本案を委員長報告のとおり認定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（大橋三男君） 挙手全員です。

よって、本案は委員長報告のとおり認定することに決定をいたしました。

次に、日程第13、認定第11号 平成29年度養老町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についての討論を行います。

討論はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（大橋三男君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

この決算に対する委員長の報告は、認定とするものです。本案を委員長報告のとおり認定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（大橋三男君） 挙手全員です。

よって、本案は委員長報告のとおり認定することに決定をいたしました。

○議長（大橋三男君） 次に、日程第14、議案第52号 養老町税条例等の一部を改正する条例についてから、日程第18、議案第56号 平成30年度養老町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）までの5議案を一括議題といたします。

この5議案は、各常任委員会の所管事項ごとにその委員会に付託し、それぞれ審査されましたので、ここで各委員長より審査の経過及び結果についての報告を求めます。

最初に、総務民生委員会の報告を求めます。

総務民生委員会委員長 水谷久美子君。

○総務民生委員長（水谷久美子君） それでは、総務民生委員会報告を行います。

去る9月13日、各委員及び議長、並びに執行部の出席のもと総務民生委員会を開会いたしました。

審査事項は、当委員会に付託されました条例の一部改正1件、平成30年度養老町一般会計補正予算並びに特別会計補正予算3件の合計4件の議案についてであります。

委員会での主な質疑と審査結果について御報告をいたします。

初めに、議案第52号 養老町税条例等の一部を改正する条例についてにしましては、税条例の一部改正は、配偶者控除などやたばこ税増税に関することだと思いが、養老町にとって収入の増減への影響はの問いに対して、個人町民税については平成33年度より控除の引き上げと同額の基礎控除の引き上げが行われるため、税収入の増減への影響はないと考えている。たばこ税については、今回の改正分で国・地方税合わせて1本3円

の増税になるが、喫煙率が年々低下していることから一概に増額になるとも考えにくい。本年度予算も、前年比1,500万円の減額予算となっているとの回答でした。

たばこの販売所の数の推移、現在の販売店数はの問いに対して、たばこ税については2社（日本たばこ産業、TSネットワーク）の申告により納められており、販売店数の把握はできていないとの回答でした。

なお、把握している課があればお知らせいただきたいとの要望がありました。

次に、議案第54号 平成30年度養老町一般会計補正予算（第2号）に関しましては、認定こども園整備事業について、以前含みを持たせた設計の意味について見直すように要望したが、図面などがどうなったかの問いに対して、去年の議事録の発言は、設計には建設費は含めないが、将来のために用地は確保するというもので、その回答どおり実施しているとの回答でした。

2. 病後児保育、子育て支援センターの新設は、建設費がかかり過ぎると思うが、見解はの問いに対して、余分にお金がかかる場合もあるとは思いますが、民営化することで補助金を受けるなどの動向を見ながら、いろいろな選択肢を持って考えていきたいとの回答でした。

3. 必要な施設であるにもかかわらず場当たりのであり、お金が余分にかかる気がするが、町長の考えはの問いに対して、病後児保育などは特に医療法人などに参入いただければ補助金があるので、公営よりよいと考えているとの回答でした。

病後児保育の運営に対して、民間なら補助金が出るのかの問いに対して、運営に関しては官民関係なく助成が出るとの回答でした。

なお、病後児保育の運営は、看護師、保育士の人件費も大変なことになると思うので、今後の課題として、公営なのか医療機関を巻き込んでするのかの検討をお願いしたいとの要望がありました。

保育士の離職が多い気がするが、追跡調査をし、原因について注意深く観察してほしいが、そのことに対する見解はの問いに対して、結婚や出産による離職が多い。県としては潜在保育士の掘り起こしをしているし、町としては環境の見直しによる事務量の削減などをし、離職への対応をしていきたいとの回答でした。

斎場の損害賠償金諸収入の弁償金の関係だが、1,050万円の補正について、預かり金などの差額30万円弱に対しても、平成27年12月以降の遅延損害金の計算ができるのか。また、支払われない場合の対応はの問いに対して、遅延損害金の計算は、平成27年12月17日から平成30年7月17日までが元本に対して約135万円、預かり金などの差額に対しては、平成30年7月18日から支払われる日までに対して発生する。なお、支払いがない場合は、裁判所の手続により本人名義の財産を差し押さえることになるとの回答でした。

次に、議案第55号 平成30年度養老町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）に関しましては、1、諸支出金の償還金について、介護保険特別会計とは表記が違うが、前

年度分の返還金なのか確認したいとの問いに対し、平成29年度分の返還金ですとの回答でした。

次に、議案第56号 平成30年度養老町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）に関しましては、質疑がありませんでした。

以上、審査に付されました条例の一部改正1件、平成30年度養老町一般会計補正予算及び特別会計補正予算の3件の合計4件の議案につきましては、質疑、討論、採決の結果、挙手全員により原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

これをもちまして、総務民生委員会の審査経過並びに結果報告といたします。

○議長（大橋三男君） 総務民生委員会委員長の報告が終わりました。

これより総務民生委員会委員長報告に対する質疑を行います。

なお、これらの案件については総括質疑が終了しておりますので、所属外の議員から経過及び結果についての質疑といたします。

なお、審査の経過及び結果についての質疑は、総務民生委員会委員長に答弁をお願いいたします。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大橋三男君） なしと認め、質疑を終わります。

それでは、次に産業建設委員会の報告を求めます。

産業建設委員会委員長 北倉義博君。

○産業建設委員長（北倉義博君） それでは、産業建設委員会報告を行います。

去る9月13日、各委員並びに執行部の出席のもと産業建設委員会を開会いたしました。審査事項は、当委員会に付託されました町道路線の認定1件、平成30年度一般会計補正予算1件、合計2件についてであります。

委員会での主な質疑と審査結果について御報告いたします。

まず、議案第53号 町道路線の認定についてに関してであります。

1. 整理番号3番、三神町69号線の122メートルについて、舗装の予定はの問いに対して、地元要望も踏まえて、今後検討していくとの回答でした。

2. 広域営農団地8号線の工事完成時期はの問いに対して、本年度内に完成の予定であるが、進捗状況によっては来年度になる場合もあると考えているとの回答でした。

次に、議案第54号 平成30年度養老町一般会計補正予算（第2号）に関してであります。

農林水産業費の工事請負費について、排水機の修繕工事と聞いているが、その他財源74万7,000円の内訳はの問いに対して、大坪揚水ポンプ場ポンプの取りかえ工事に際し、2分の1の地元負担金として74万7,000円を計上との回答でした。

2. 商工費の地域未来投資促進法関連事業について、サラダコスモ進出に関するもの

だとは思いますが、どのような内容の委託業務で、コンサル等、何社の入札を予定しているのかの問いに対して、戦略の策定をする業務委託であり、コンサルなど公募によるプロポーザル形式の入札を予定している。地域の農産物や観光地の特性を生かし、地域資源を活用しながら企業誘致につながる戦略を策定するもので、内容については、本町の概要調査、企業立地動向の整理、課題の抽出、基本方針の策定、企業誘致手法の検討等であるとの回答でした。

3. J Aとの連携が見えてこないが、検討はしないのかの問いに対して、そういうことも含めて調査をしていく中で、関係機関へのヒアリング等も実施し、今後の方策を考えていく予定である。ただし、今回の大型施設（サラダコスモ）については、地元のを将来的に使っていくということで、農林振興課と進めさせていただいているとの回答でした。

なお、サラダコスモとJ Aとは若干ライバル的な要素があり、J Aには6次産業化に乗り気でないという風土があるようなので、行政として全てを巻き込んで積極的に改良してもらえるよう、また他市町の動向も見きわめながら進めてほしいとの要望がありました。

以上、審査に付されました町道路線の認定1件、平成30年度一般会計補正予算1件、合計2件の議案につきましては、質疑、討論、採決の結果、全議案とも挙手全員により原案のとおり認定及び可決すべきものと決定いたしました。

これをもちまして、産業建設委員会の審査経過並びに結果報告といたします。

○議長（大橋三男君） 産業建設委員会委員長の報告が終わりました。

これより産業建設委員会委員長報告に対する質疑を行います。

なお、これらの案件については、総括質疑が終了しておりますので、所属外の議員から経過及び結果についての質疑といたします。

なお、審査の経過及び結果についての質疑は、産業建設委員会委員長に答弁をお願いいたします。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大橋三男君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより順次、討論及び採決を行います。

まず、日程第14、議案第52号 養老町税条例等の一部を改正する条例についての討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大橋三男君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案に対する委員長報告は、可決とするものです。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（大橋三男君） 挙手全員です。

よって、本案は委員長報告のとおり可決をされました。

次に、日程第15、議案第53号 町道路線の認定についての討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大橋三男君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案に対する委員長報告は、可決とするものです。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（大橋三男君） 挙手全員です。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第16、議案第54号 平成30年度養老町一般会計補正予算（第2号）の討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大橋三男君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案に対する委員長報告は、可決とするものです。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（大橋三男君） 挙手全員です。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第17、議案第55号 平成30年度養老町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）の討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大橋三男君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案に対する委員長報告は、可決とするものです。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（大橋三男君） 挙手全員です。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第18、議案第56号 平成30年度養老町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）の討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大橋三男君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案に対する委員長報告は、可決とするものです。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（大橋三男君） 挙手全員です。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

○議長（大橋三男君） 次に、日程第19、議案第57号 平成30年度養老町一般会計補正予算（第3号）を議題といたします。

なお、本案は提案理由の説明後、質疑、討論を経て採決を行います。

まず、町長より提案理由の説明を求めます。

養老町長 大橋孝君。

○町長（大橋 孝君） ただいま上程を賜りました議案第57号 平成30年度養老町一般会計補正予算（第3号）につきまして、その概要を説明させていただきます。

今回の補正予算は、台風21号被害に伴う公共施設の災害復旧費として、歳入歳出それぞれ3,807万9,000円を追加し、予算総額を110億2,885万4,000円とするものであります。

詳細につきましては、それぞれ担当部長に補足説明をさせますので、十分な御審議を賜りますよう、よろしく願いをいたします。

○議長（大橋三男君） 田中総務部長、補足説明。

○総務部長（田中信行君） それでは、私のほうから総務部関係の補足説明をさせていただきます。

歳出につきましては総務部関係の補正はありませんので、6ページの歳入について説明させていただきます。

最初に、款18繰越金、項1繰越金、1目繰越金では、財源が不足する額2,246万8,000円を増額しました。

次に、款19諸収入、項4雑入、6目雑入の損害共済金につきましては、それぞれの課で予算計上しておりまして、総額で1,561万1,000円を計上しました。内訳としましては、こども園修繕関係で35万6,000円、小・中学校施設修繕関係で681万9,000円、保健体育

施設修繕関係で116万円、庁舎設備修繕関係で29万1,000円、改良住宅修繕関係で4万4,000円、水防倉庫修繕関係で55万9,000円、地区公民館修繕工事関係で596万2,000円でございます。

以上で、総務部関係の補足説明とさせていただきます。

○議長（大橋三男君） 久保寺住民福祉部長、補足説明。

○住民福祉部長兼健康福祉課長（久保寺利明君） それでは、私のほうから住民福祉部関係の補足説明をさせていただきます。

歳出の説明をさせていただきます。8ページの中ほどの欄をごらんください。

款11災害復旧費、項3公共文教施設災害復旧費、1目公共文教施設災害復旧費では、養北こども園東園舎北面のひさしと、こぼと保育園保育室及び遊戯室の屋根材の一部の修繕ということで71万3,000円を増額いたしました。

次に、6ページの歳入について御説明申し上げます。

先ほど総務部長のほうからも御説明ありましたが、款19諸収入、項4雑入、6目雑入、損害共済金では35万6,000円を計上し、認定こども園施設修繕費の特定財源としております。

以上で、住民福祉部関係の補足説明とさせていただきます。

○議長（大橋三男君） 田中産業建設部長、補足説明。

○産業建設部長兼水道課長（田中一也君） それでは、産業建設関係について、私のほうから補足説明をさせていただきます。

初めに、歳出につきまして説明をさせていただきます。

8ページの款11災害復旧費、項2公共土木施設災害復旧費、公共土木施設災害復旧費で、ガードレール修繕、倒木撤去費として37万円を計上いたしました。

次に、項4その他公共施設・公用施設災害復旧費、1目その他公共施設・公用施設災害復旧費では、庁舎設備修繕費として58万3,000円、交通安全施設修繕費として162万9,000円、改良住宅修繕費として92万8,000円、水防倉庫修繕費として111万9,000円を計上いたしました。

次に、歳入につきまして説明させていただきます。

6ページの款19諸収入、項4雑入、6目雑入、損害共済金では131万4,000円を計上し、庁舎設備修繕費、改良住宅修繕費及び水防倉庫修繕費の特定財源としております。

以上で、産業建設部関係の補足説明とさせていただきます。

○議長（大橋三男君） 佐藤教育委員会事務局長、補足説明。

○教育委員会事務局長兼教育総務課長兼スポーツ振興課長（佐藤嘉但君） 続きまして、私からは教育委員会に関する補正予算の補足説明を申し上げます。

まず、歳出の説明をさせていただきます。

8ページの款11災害復旧費、項3公共文教施設災害復旧費、1目公共文教施設災害復

旧費の説明欄 2 行目、小学校校舎等施設修繕費ですが、池辺小学校の空調機器室外機及び給食室カーポート屋根、並びに笠郷小学校の屋外スピーカー用ポール及び北舎機械室扉の以上 4 カ所の修繕に係る経費といたしまして、需用費 124 万 9,000 円を計上いたしました。

また、説明欄 3 行目の小・中学校校舎等施設修繕工事費でございますが、養老小学校の校長室天井と屋上防水シート、池辺小学校の北舎屋上の手すり及び体育館屋上の防水シート、笠郷小学校の玄関屋根防水シート、高田中学校の体育館屋根及び東部中学校のプール棟屋根防水シート、以上 5 校の小・中学校の復旧工事施工に係る経費として工事請負費 1,535 万 9,000 円を計上いたしました。

次に、説明欄 4 行目の保健体育施設修繕工事費ですが、笠郷テニスコート管理棟の屋上防水シートと屋内天井ボード及び東部中学校のナイター設備制御盤の 2 カ所の復旧工事施工に係る経費として工事請負費 414 万 1,000 円を計上いたしました。

次に、項 4 その他公共施設・公用施設災害復旧費、1 目その他公共施設・公用施設災害復旧費の説明欄 5 行目、地区公民館等施設修繕費でございますが、多芸公民館の窓ガラス及び下高田プレハブ収蔵庫の外壁の 2 カ所の修繕に係る経費として、需用費 6 万 3,000 円を計上いたしました。

また、説明欄 6 行目、地区公民館施設修繕工事費につきましては、産業文化会館屋上の防水シート復旧工事施工に係る経費といたしまして、工事請負費 1,192 万 5,000 円を計上いたしました。

続きまして、歳入の説明をさせていただきます。

6 ページでございますが、款 19 諸収入、項 4 雑入、6 目雑入の損害共済金でございますが、1,394 万 1,000 円を計上し、内訳といたしまして、797 万 9,000 円を小学校校舎等施設修繕費、小中学校校舎等施設修繕工事費及び保健体育施設修繕工事費の特定財源とし、また 596 万 2,000 円を地区公民館施設修繕工事費の特定財源とさせていただきました。

以上で、教育委員会に関する補正予算の補足説明とさせていただきます。

○議長（大橋三男君） 説明が終わりました。

ただいまより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

○議長（大橋三男君） 9 番 田中敏弘君。

○9 番（田中敏弘君） 歳入の関係で、雑入のほうで損害共済金が 1,561 万 1,000 円計上されておりますが、今説明いただきましたように、教育施設のほうがほぼというような概要の中で、この 1,561 万 1,000 円の対象件数はどれだけあったのか、それから共済ということで限度額が幾ら入ってあったのかということをやっと参考のために聞きたいと思っております。

○議長（大橋三男君） 高橋建設課長、答弁。

○産業建設部建設課長（高橋正人君） それでは、ただいまの田中議員の御質問に関しましてお答えを申し上げます。

今回、予算計上いたしました件数で申し上げますと、25施設でございます。限度額を全部計算いたしますと27億9,260万円でございます。

私からは以上でございます。

○議長（大橋三男君） よろしいか。

〔挙手する者あり〕

○議長（大橋三男君） 10番 松永民夫君。

○10番（松永民夫君） 今、共済金が1,500万ほど入ってくるということですが、共済金の1年間の掛金というのはどのぐらいされておるのかお尋ねをいたします。

○議長（大橋三男君） 高橋建設課長、答弁。

○産業建設部建設課長（高橋正人君） ただいまの松永議員の御質問に関しまして御回答申し上げます。

養老町町内全体の掛金といたしまして、283物件で年間653万2,000円の掛金を支出してございます。以上でございます。

〔挙手する者あり〕

○議長（大橋三男君） 12番 青山貞一君。

○12番（青山貞一君） 歳出で9ページの最後、地区公民館等施設修繕費ということと地区公民館施設修繕費という等とついているわけですが、例えば公民館に自転車置き場があるとしますね。それは公民館等になるのか、公民館になるのか。そこら辺をちょっと確認したいんですが。

○議長（大橋三男君） 古川生涯学習課長、答弁。

○教育委員会生涯学習課長（古川一夫君） ただいまの青山議員の御質問にお答えさせていただきます。

基本的に附属施設でございますので、例えば今回いろいろあるんですが、公民館の附属施設ということですので、そちらのほうは修繕費の上の段の修繕費、下の部分はこれは産業文化会館の部分ということでございます。よろしく願いいたします。

○12番（青山貞一君） 了解。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（大橋三男君） 13番 水谷久美子君。

○13番（水谷久美子君） 今回の21号台風における公共施設の位置づけの中で上げられたんですが、先ほどの田中議員の質問で、これは緊急性が非常に高いものだとは思いますが、大体町に寄せられている公共施設の災害の復旧予算として、これは第1弾というふうに考えていいのか、その辺、またいろいろと全部拾ってはいないとは思いますが

が、その辺の考え方と、それから斎場の西館、それは雨漏りで和室が使えないということとでずうっと閉鎖状態なんです、これはどういう形でどういう位置づけでやられるのか、その2点についてお尋ねします。

○議長（大橋三男君） 田中総務部長、答弁。

○総務部長（田中信行君） ただいまの水谷議員の御質問にお答えいたします。

台風21号の被害による公共施設の災害復旧ということでございますが、現在のところは追加で出す予定はしてございません。今回の補正以外でも修繕箇所等がございましたが、既決の予算とかそういったもので対応しておりますので、現時点では追加はないということをお願いします。

○議長（大橋三男君） 渡辺生活環境課長、答弁。

○住民福祉部生活環境課長（渡辺章博君） 清華苑の斎場の和室の雨漏りの対応ということでございますけれども、21号台風通過後、現場より御報告を受けまして確認をさせていただきました。利用者の利便性の確保のためということで、業者に緊急的な対応の見積もりを依頼させていただきまして、既存予算で対応可能ということでございましたので、修繕を既に発注済みということでございます。

その後もちょっと天候には恵まれなかったという状況もございまして、ただ一兩日中には施工予定ということで聞いております。以上です。

○議長（大橋三男君） ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

○議長（大橋三男君） 7番 早崎百合子君。

○7番（早崎百合子君） 台風21号の被害状況ということで、9月6日9時現在の報告をいたしました中に、私ども直江の水防倉庫のドアが外れた。しかし、対応策として地元により対応済みということでございますが、この今の水防倉庫修繕費111万9,000円というのはどこのことなんですか。

○議長（大橋三男君） 高橋建設課長、答弁。

○産業建設部建設課長（高橋正人君） ただいまの早崎議員の御質問に関しましてお答えを申し上げます。

まず、直江地内の水防倉庫の扉のほうでございますが、当初は地元対応ということでございましたんですが、その後、故障の度合いによりまして業者対応ということになりまして、その部分が金額で申し上げますと38万6,000円でございます。それから、もう一つの水防倉庫は、これは本庁の水防倉庫になりまして、それが73万4,000円でございます。足しますと御指摘の金額になると思いますので、私からは以上でございます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（大橋三男君） 2番 岩永義仁君。

○2番（岩永義仁君） 産業建設関連で一部詳細がなかったのでお聞きしたいんですけれ

ども、特に交通安全施設修繕費、これは1カ所なのですかね。それとも何カ所があるのか、詳しく教えてください。

○議長（大橋三男君） 高橋建設課長、答弁。

○産業建設部建設課長（高橋正人君） それでは、ただいまの岩永議員の御質問に関しましてお答えを申し上げます。

まず、交通安全施設といたしまして、カーブミラーのほうでございますが、それが面調整、それから面の交換、土台、立てかえ、全部合わせまして30件ございます。それから、カードレールの修正が1件、標識・看板の修正が3件、交通安全関係としては以上でございます。

○議長（大橋三男君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大橋三男君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大橋三男君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（大橋三男君） 挙手全員です。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

○議長（大橋三男君） 次に、日程第20、発議第2号 幼稚園・小中学校における空調設備の設置促進に向けた財政支援の拡充を求める意見書についてを議題といたします。

この議題につきましては、意見書を事務局より朗読をいたします。

事務局、朗読をお願いします。

○議会事務局書記（稲川諭実彦君） 幼稚園・小中学校における空調設備の設置促進に向けた財政支援の拡充を求める意見書についての朗読をいたします。

近年、地球温暖化等の影響により、全国的に夏の暑さが非常に厳しくなっている。特に、本県では地形の影響もあり、本年7月には、月の半分を超える16日が猛暑日となったほか、多治見市や美濃市では40度を超える気温が観測されるなど、命の危険にさらされていると言っても過言ではない状況にある。

特に、園児・児童・生徒が一日の大半を過ごす教室の室温に関しては、学習する環境としては極めて厳しい状況にあり、多くの学校で新学期が始まった9月になってもその暑さはおさまらず、児童・生徒の学習意欲や集中力が低下するだけでなく、健康面にも

多大な影響を及ぼしている。

このような中、各市町村では、児童・生徒の学習しやすい環境を確保するため、国の学校施設環境改善交付金も活用し、教室への空調設備の導入に取り組んでいるが、交付金は必要総額が確保されているとは言いがたく、老朽化対策や耐震化など、従前から対応している課題に優先的に充当され、空調設備にまで交付金が回らないケースが多くなっている。そのため、財政状況の厳しい市町村では、空調設備の設置をちゅうちょせざるを得ず、整備率は市町村間で大きく異なっているのが現状である。学校保健安全法に基づく学校環境衛生基準では、教室内の温度は「17℃以上、28℃以下であることが望ましい」とされており、この基準に照らせば、特に、義務教育の過程において、教育環境に格差が生じることはあってはならず、格差是正に向け、早急な対応が求められる。

よって、国においては、市町村における幼稚園や小・中学校への空調設備の導入が着実に進められるよう、学校施設環境改善交付金の予算規模の大幅な増額等、財政支援を拡充するよう、強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成30年9月27日。岐阜県養老郡養老町議会議長 大橋三男。提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、文部科学大臣。

以上で意見書の朗読を終わります。

○議長（大橋三男君） 意見書の朗読が終わりました。

この意見書は、議員全員からの発議でございますので、趣旨説明、質疑及び討論を省略し、採決を行いたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大橋三男君） 異議なしと認め、ただいまのとおり採決することに決定をいたしました。

これより採決を行います。

本案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（大橋三男君） 挙手全員です。

よって、本案は原案のとおり可決をされました。

○議長（大橋三男君） これをもちまして、本日の議会日程にあります議案の審査は全て終了いたしました。

お諮りをいたします。

次回の議会日程、運営の審査及び所管事務の調査等について、議会閉会中も議会運営委員会に付託したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大橋三男君） 異議なしと認めます。

よって、議会閉会中も次回の議会日程、運営の審査及び所管事務の調査等について、議会運営委員会に付託することに決定をいたしました。

○議長（大橋三男君） お諮りします。

この第3回定例会の審議内容等を報告する機関誌の編集に関する全ての業務及び編集手法の調査・研究について、議会閉会中も議会だより編集特別委員会に付託したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大橋三男君） 異議なしと認めます。

よって、議会閉会中も第3回定例会の審議内容等を報告する機関誌の編集に関する全ての業務及び編集手法の調査・研究について、議会だより編集特別委員会に付託することに決定をいたしました。

○議長（大橋三男君） お諮りします。

総務民生・産業建設の各常任委員会の所管事務の調査について、議会閉会中も継続して調査・研究することにいたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大橋三男君） 異議なしと認めます。

よって、各常任委員会の所管事務調査について、継続して調査・研究することに決定をいたしました。

○議長（大橋三男君） お諮りします。

議会改革・養老鉄道存続の各特別委員会の所管事務の調査について、議会閉会中も継続して調査・研究することにいたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大橋三男君） 異議なしと認めます。

よって、各特別委員会の所管事務調査について、継続して調査・研究することに決定をいたしました。

○議長（大橋三男君） これで、本日の日程は全部終了しました。会議を閉じます。

これをもちまして、平成30年第3回養老町議会定例会を閉会いたします。長時間、御苦勞さまでした。

（閉会時間 午前10時43分）

以上、会議の次第をここに記録し、その相違ないことを証するためここに署名する。

平成30年 9 月27日

議 長 大 橋 三 男

議 員 吉 田 太 郎

議 員 早 崎 百 合 子